

令和8年6月吉日

県教育委員会 教育長 様
県内市町教育委員会 教育長 様
静東・静西教育事務所 所長 様
県内国公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校 校長 様
県内国公立特別支援学校 校長 様
県内国公立幼稚園 園長 様
県内国公立幼保連携型認定こども園 園長 様
県内教育研究諸団体 会長 様

公益財団法人 はごろも教育研究奨励会

理事長 後藤康雄

令和8年度（第41回）「はごろも教育研究奨励賞」授与要項送付の件

拝啓 向暑の候、ますますご清栄の段お慶び申し上げます。日頃より、当財団の事業運営にご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当財団は、静岡県における教育研究の高揚と充実を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的としております。優れた教育研究を行い顕著な実績を挙げておられる学校・教職員の顕彰並びに奨励助成を行う本事業を、「はごろも教育研究奨励賞」と名付け、有効適切な運営によって、所期の目的を達成したいと存じ鋭意努力しております。

さて、現行学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められています。そのため、教職員もまた、学び続け、新たな課題に対する指導力の向上と教育活動の充実に向け、多くの教育現場では、熱心な教育研究実践が行われていることと思います。是非、多数の方々の研究論文のご応募を賜りたくお願い申し上げます。

具体的な応募方法等は、別紙「はごろも教育研究奨励賞」授与要項のとおりとなっております。

なお、前年度の「第40回はごろも教育研究奨励賞・第25回はごろも教育研究助成賞受賞者研究論文成果集」を同封致しますので、ご参考にしていただければ幸いです。

今後とも、当財団の事業にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和8年度（第41回）「はごろも教育研究奨励賞」実施につき、次の団体から後援を頂いております。
後援：静岡県、静岡県教育委員会、静岡市、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、静岡県都市教育長協議会、静岡県町教育長会、(公社)静岡県私学協会、(公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会

令和8年度（第41回）「はごろも教育研究奨励賞」授与要項

公益財団法人 はごろも教育研究奨励会

1 趣 旨

静岡県において優れた教育研究を行い、顕著な研究実績を挙げている学校並びに教職員を顕彰し、奨励助成することにより、本県における教育研究の高揚と充実を図り、本県学校教育の振興と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

2 対 象

(1) 対象は本県の国公立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校（以下「学校」という。）及びその教職員とする。

3 授与内容

- (1) 受賞者には賞状及び奨励金を授与する。
- (2) 奨励賞各賞の授与件数及び奨励金の額は、下記のとおり。

学 校 賞	10 件程度	(1 件)50 万円
グループ賞	10 件程度	(1 件)25 万円
個 人 賞	50 件程度	(1 件)10 万円

4 応 募

(1) 応募要件

ア 学校賞は、学校の同一校の全教職員による研究で、優れた実績をあげ、引き続き研究活動をすると思われ、学校代表から推薦（自薦）のあった学校。

イ グループ賞及び個人賞は、次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する者。

(ア) 学校等に原則3年以上在職する教職員で、所属校長又は園長の推薦がある者。学校等の校長・園長については自薦とする。

(イ) 教職員としての自覚を持ち、熱意をもって指導に当たっている者。

(ウ) 個人研究（個人賞）、又は二人以上の共同研究（グループ賞）で、優れた実績をあげ、引き続き研究活動をすると思われる者（同一学校でなくとも良いが、教育研究諸団体は認めない。）。

ウ 小中一貫校、中高一貫校及び義務教育学校においては、応募申込書の学校名記載欄に小学部・中学部・中等部・高等部・前期課程(6年)・後期課程(3年)の何れで応募するのか、() 付きで記入する。

なお、小中一貫教育（校）等において、研究内容が小中の連続性・系統性により、上記区分に収まらない場合は、※() 内に小中一貫と記入する。

(2) 応募制限

ア 応募できない場合

(ア) 前年度に学校賞、グループ賞、個人賞を授与された者。

(イ) 本年度中に教育公務員弘済会等から奨励賞（奨励金を含む。以下同じ。）を授与され、又は授与される予定の同一研究内容のもの。

(ウ) 現在又は過去に、はごろも教育研究奨励賞又は助成賞等を授与された同一研究内容のもの。

イ アの制限にもかかわらず応募できる場合

(ア) 前年度に学校賞、グループ賞を授与された者が、本年度は別の内容で「個人賞」に応募する。

(イ) 前年度にグループ賞を授与された者が、本年度別グループを結成し、別の内容で応募する。

(3) 応募書類

応募には、次の書類を提出する。差込ファイル等は使用せず、ダブルクリップ等で留める。また、応募申込書・授与候補者推薦書・研究報告書・参考資料の順に全てにナンバー（用紙下部中央）を付ける。両面印刷は不可。応募した申込書等は返却しない。

- ア 応募申込書 (別記様式第1号) A4判 横書き
- イ 授与候補者推薦書 (別記様式第2号) A4判 横書き
- ウ 研究報告書 (別記様式第3号) A4判 横書き
- エ 参考資料 (必ず提出する。ただし、録音、録画等は除く。)

(4) 応募締切

令和8年10月30日(金) 必着

(5) 応募先

〒424-0806 静岡市清水区辻1丁目1番1号
清水郵便局私書箱165号
公益財団法人 はごろも教育研究奨励会
応募書類は、応募1件につき、一つの封筒で送付する。

(6) 問い合わせ先

公益財団法人 はごろも教育研究奨励会事務局
TEL 054-361-3737
FAX 054-361-3738

(7) その他

当財団では、情報公開の趣旨にそって、ホームページを開設している。
アドレスは次の通り。 URL <https://www.hagoromo-shoreikai.or.jp>

5 選考

- (1) 選考は、「顕彰規程」に基づき「選考委員会規程」及び「選考準備委員会規程」により、選考委員会が行い、理事長の承認により決定する。
- (2) 選考委員会の事務局は、公益財団法人はごろも教育研究奨励会事務局に置く。

6 発表

令和9年2月初旬、新聞紙上に発表するとともに、受賞者各人に通知する。

7 奨励賞授与

奨励賞授与の日時、会場等については、別に定める。

8 報告書の提出

- (1) 受賞者は「受賞者研究論文成果集」用原稿（A4判2枚、写真・表を含む）を、書面及びメールで翌年3月初旬までに提出する（授与式時案内）。
- (2) 「研究成果」は本年度の「助成賞・奨励賞受賞者研究論文成果集」に収録する。
- (3) 当成果集の著作権は、公益財団法人 はごろも教育研究奨励会に属する。

9 当事業後援団体

静岡県、静岡県教育委員会、静岡市、静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、静岡県都市教育長協議会、静岡県町教育長会、(公社)静岡県私学協会、(公社)静岡県私立幼稚園・認定こども園振興協会

令和8年度(第41回)「はごろも教育研究奨励賞」

応募申込書

令和 年 月 日

公益財団法人 はごろも教育研究奨励会
理事長 後藤康雄様

学校名 ※ ()

所在地

申込者 職
(フリガナ)
氏名 印

私は、下記の研究について (学校賞 ・ グループ賞 ・ 個人賞) に応募いたします。

記

研究主題	
研究の概要	

○ 各欄の記入について

- (1) 学校名、所在地は、申込者の学校名、住所とする。学校名の※ () は、授与要項 4応募 (1) 応募要件 ウの内容に該当する場合に記載する。
- (2) 申込者は、「学校賞」は校長名、「グループ賞」は代表者名と他〇〇名と記入する。
- (3) 応募部門は、該当する部門を○で囲む。
- (4) 研究の概要は、「研究報告書」に記述した研究内容を300字程度にまとめて、簡略に記述する。

令和8年度(第41回)「はごろも教育研究奨励賞」
授与候補者推薦書

令和 年 月 日

公益財団法人 はごろも教育研究奨励会
理事長 後藤康雄様

推薦者 学校名
職
(フリガナ)
氏名



はごろも教育研究奨励賞授与要項により、下記の者を授与候補者として推薦します。

記

1 職・氏名・性別・年齢

(学校賞の場合は学校名)

2 住 所

(学校賞の場合は学校所在地、グループ賞は代表者自宅住所、個人賞は自宅住所)

3 教職経験年数及び静岡県内在職年数

(学校賞の場合は不要です)

4 教育実践の状況

(本人の日頃の教育実践の概要をまとめて記入する。)

令和8年度(第41回)「はごろも教育研究奨励賞」
研究報告書

- 1 研究主題

- 2 研究目的 (仮説等)

- 3 研究方法 (検証の手だて等)

- 4 研究経過

- 5 研究成果 (今後の課題等)

※ 記入方法について

- (1) 1～5の項目について、A4判4枚にまとめて提出する。
- (2) 文字のフォントサイズは、「9～11」にする。(説明部分でフォントサイズが9程度になることはかまわない。)
- (3) 受賞した場合には、研究成果を「受賞者研究論文成果集」として印刷製本し、県下学校等へ配布する。
- (4) 資料(指導案、統計、アンケート、写真、グラフや図表等)は、原則としてA4判用紙20頁以内に収める。録音、録画等、紙以外の資料は添付しない。
- (5) 応募書類(研究物、添付資料等)は返却しない。